

グローバル・ハブを目指した対日直接投資促進のための政策パッケージ

平成 28 年 5 月 20 日
対日直接投資推進会議決定

安倍政権では、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」を柱とする経済政策を進めてきた結果、経済の好循環が着実に回り始めている。中でも成長戦略については、法人実効税率の 20% 台への引き下げ、コーポレート・ガバナンスの抜本的強化、農業、再生医療、エネルギー等の分野における岩盤規制改革を実現するなど、外国企業にとってもビジネスをしやすい環境の整備を進めてきた。それらの効果もあり、我が国の投資先としての魅力に対する外国企業の評価は改善し、対日直接投資は増加してきている。

そのような中、我が国を含むアジア太平洋地域の 12 か国間で環太平洋パートナーシップ協定（TPP）が合意された。今後、TPP が発効すると、参加国において、広範な物品の関税が大きく引き下げられ、市場が開放され、外国企業からの直接投資が適切に保護されるようになる。これにより、従来海外展開に踏み切れなかった中堅・中小企業にとっても、輸出・海外展開する機会が増えることが期待される。さらに、TPP を契機に、TPP 参加国以外も含めて、貿易・投資が活発化し、グローバル・バリューチェーンの再構築が進むと考えられる。そうした中で、以前に製造拠点を海外に移していた国内企業も、TPP 圏内のメリットを活用するため、再度国内に拠点を移す動きもみられる。その際、取引先・提携先の外国企業にも、我が国への投資の関心が高まる効果が期待される。

こうした TPP の効果を我が国の経済再生に結びつけるため、政府は昨年 11 月に「総合的な TPP 関連政策大綱」を決定した。この中で、我が国が貿易・投資の国際中核拠点「グローバル・ハブ」となることを目指す方針を示しており、そのためには、海外から我が国への投資をさらに促し、その効果を地方や中堅・中小企業にも広げていくことが重要である。

グローバル・ハブを目指し、対日直接投資をさらに促すため、政府として以下の施策に取り組む。

1. 我が国の強みを活かして外国企業を呼び込む方策

我が国が外国企業から投資先として選択されるよう、ビジネス環境が大きく改善していることや、研究開発力などの我が国の強みを海外に積極的に発信するとともに、実際に投資しようとする外国企業に対して丁寧な支援をすることが必要である。同時に、外国企業の我が国への進出が新たなビジネスの機会や雇用の創出、新たな技術・人材・ノウハウの普及をもたらすといったことについて、地方も含めて国内に理解を広げていくことが重要である。

また、これまで海外との接点があまりなかった中堅・中小企業にとっても、外国企業と提携することで、新たな販路の獲得や技術力の強化といった成長力を高めるための機会を得ることができる。TPP を契機に海外展開が進み、我が国の中堅・中小企業の強みである優れた技術力等が海外に発信され、外国企業の我が国に対する関心も高まっていくことが期待されるが、こうした好機を活かし、外国企業と我が国中堅・中小企業の提携を促進していくことが重要である。

(1) 広報・情報発信

① 対外広報の強化

- 海外の大手メディア等において、日本のビジネス環境の改善状況等を発信する広告を 2016 年度中に 5 媒体以上に掲載する。
- トップセールスを含め、独立行政法人日本貿易振興機構（以下、「JETRO」という。）が、対日直接投資を呼びかけるセミナーを 2016 年度中に 50 回程度開催する。
- 本年 4 月に 126 の在外公館で運用を開始した対日直接投資推進担当窓口を活用し、広報・情報発信等を強化する。

② 国内での理解の促進

- 我が国の中小企業に、外国企業と提携する意義について理解を広めるため、外国企業と中小企業との投資提携の成功事例集を作成し、周知・広報を行う。また、対日直接投資をテーマとした国内シンポジウム等を 2016 年度中に 5 回程度開催し、外国企業と中堅・中小企業との提携・交流の機会を提供する。

(2) 外国企業と中小企業とのマッチング支援

- 外国企業と日本の中堅・中小企業の提携を、JETRO と独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、「中小機構」という。）等の中小企業支援機関が連携して支援する「グローバルアライアンス推進スキーム」（昨年 9 月より開始）について、以下の方法により機能強化を行う。

(ア) JETRO と地域金融機関等との連携強化

外国企業との連携を希望する日本の中堅・中小企業を発掘するため、例えば、以下の取組を通じ、中堅・中小企業のニーズを把握している地域金融機関等と JETRO との連携を強化する。

- JETRO は、全国 43 か所の貿易情報センターを起点に、地域金融機関等と協力し、外国企業と中堅・中小企業の提携促進を目的としたセミナーを新たに開催する。
- JETRO は、地域金融機関等との連携に当たり、本年 2 月に創設

された「新輸出大国コンソーシアム」等の既存の窓口も活用する。

(イ) J-GoodTech（ジェグテック）の活用

中小機構が運営する、国内中小企業の優れた技術を紹介し大企業等とのマッチングを支援するウェブサイト J-GoodTech（ジェグテック）において、外国企業の利用を拡大するため、以下の改良を加える。

- 中小機構と覚書を締結している海外機関から推薦された外国企業の登録を進めるとともに、JETRO が支援する外国企業についても登録できるようにする。
- 登録企業間での情報交換機能について、2016 年度中に新たに、外国企業が日本企業の発信情報を閲覧し、それに対して提案することを可能にするシステム機能の開発を進める。

加えて、ジェグテックの活用等を通じた外国企業と日本の中小企業等の提携を促進するため、JETRO や中小機構による商談会の活用や在外公館等を通じた広報を行う。

(3) 地方も含めた我が国への投資の促進

- JETRO が地方公共団体の職員向けに研修を 2016 年度中に 10 回程度実施し、地方公共団体職員の外国企業誘致に対するノウハウを向上させる。その際、諸外国における対内直接投資促進施策についても紹介する。
- 地方創生の交付金の活用等により、地方公共団体による戦略的な外国企業誘致、情報発信、進出企業へのフォローアップ等の取組を促す。
- 我が国にグローバル・バリューチェーンにおけるハブを形成するため、JETRO の体制を強化し、有望外国企業へのアプローチやビジネスモデル提案など、個別案件への営業と支援を強化することにより、研究開発拠点、地域統括拠点等の誘致を推進する。（大型等特定誘致案件の年間 15 件以上の誘致を目指す。）
- 我が国への投資が有望な分野（IoT 及び再生医療）の研究開発拠点誘致を促すため、我が国の企業・大学・研究機関等と提携して行う研究開発拠点の設立、実証研究、事業化可能性調査にかかる費用を補助する。支援の状況等を踏まえて、今後の支援強化を検討する。

2. 外国企業進出の障害となっている課題の解決方策

我が国の投資先としての魅力に対する外国企業の評価に改善の動きがみられる一方で、依然として、規制・行政手続の煩雑さ、グローバル人材の確保の難しさ、言語の壁といった日常生活の場面での不便さなどが課題として指摘されており、我が国への投資の阻害要因となっている。

こうした課題に対する改善策として、昨年3月に対日直接投資推進会議で「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を決定し、政府として取り組みを進めてきたところであるが、引き続き、「5つの約束」に掲げられた施策を着実に実施するとともに、新たに以下の施策を講じる。

(1) 規制・行政手続の改善

① 規制・行政手続の簡素化

- 外国企業の日本への投資活動に係る規制・行政手続を抜本的に簡素化するため、対日直接投資推進会議で外国企業にとって煩雑な規制・行政手続の見直し・簡素化について1年以内を目途に結論を得る。このうち早期に結論が得られるものについて、先行的な取組として年内に具体策を決定し、速やかに着手する。

② 日本法令の外国語訳の拡充

- 政府は2006年以降、法令の外国語への翻訳の体制を整備し、民法・商法をはじめ金融・租税・知的財産関係など、2015年度末までに508法令の外国語訳を公開してきた。今後、「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」の主導の下、政省令、告示、通達等を含めた法令について、高品質を維持するためのチェック体制を構築しつつ、2020年度までに新たに500以上の法令の外国語訳を公開することを目指す。
- さらに、政府による法令外国語訳を補完する観点から、JETROにおいて、会社設立・運営に伴う各種手続（申請書の様式等を含む）について、分かりやすい英語の解説を作成し、JETROの英文ウェブサイトに掲載する。

③ ワンストップ手続の徹底

- 昨年4月より開設している「東京開業ワンストップセンター」における起業・開業に必要な各種申請等の受付について、外国人を含めた起業・開業を更に促進するため、登記、税務、年金等の6事務について電子申請を行うことができる支援体制等を整備するとともに、現在、入国管理等の一部の事務について実施している窓口における申請の受付等について、すべての事務に範囲を拡大する等、同センターの利便

性の抜本的な向上を図る。

- また、開業に伴う外国人材の入国手続の円滑化を図る観点から、同センターにおける申請可能な在留資格の対象について、「経営・管理」、「企業内転勤」に加え、「技術・人文知識・国際業務」を追加する。さらに、在留資格について、法人開設後に同センターにて申請できる期限を、現状の6か月以内から延長する。
- さらに、同センターの利用率向上を図るため、政府の中小・ベンチャー企業への支援策とも密接に連携するとともに、JETRO等の創業相談窓口等におけるセンターの積極的な紹介や、国内外の創業希望者や外国企業等に対するPRを強化する。

(2) グローバル人材の呼び込み・育成

① 高度外国人材等

- 高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から大幅に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」を創設することとし、可能な限り速やかに必要な措置を講じる。併せて、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点から要件の見直し及び更なる周知を促進する。
- 高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野における我が国への貢献が大きい外国人材の永住許可申請のあり方について検討を進め、可能な限り速やかに結論を得る。
- 「外国人雇用状況届出」の記載方法と在留カードの記載方法を統一する等により、外国人の就労状況を把握する仕組みを来年末までに改善するとともに、更なる在留管理の適正化に向けて検討を進める。また、オンライン化を含めた在留資格手続の円滑化・迅速化について平成30年度より開始するべく、所要の準備を進める。
- 昨年7月の法改正により国家戦略特区で実施可能となった家事支援外国人受入事業を活用し、区域計画の認定を受けた神奈川県、大阪市において事業を進めるとともに、東京都をはじめ他の地域においても当該事業の利用意向に応じて対応する。

② 外国人留学生の就職支援

- 2020年度までに、外国人留学生（学士、修士、博士）の我が国での就職率を5割に引き上げる（2013年度現在約3割）。そのため、以下の取組を行う。
 - 大学等において日本企業文化やビジネス日本語等を教える講座の開設を倍増させるとともに、インターンシッププログラムへの

参加者数を増加させる。そのため、外国人留学生のうち、大学における日本企業文化やビジネス日本語等講座、インターンシップ等の特別プログラムを修了した者に対して、プログラム所管省庁の適切な関与の下で、在留資格変更手続に必要な提出書面の簡素化、申請に係る審査の迅速化等の優遇措置を講じたうえで、来年度より、各大学が同プログラムを策定することを支援する。併せて留学生向け面接会の地方での開催や、外国人雇用サービスセンターにおけるインターンシップや就職啓発セミナー等の充実を図る。

- 産業界に対して外国人の採用やインターンシップの受入を促すため「留学生支援ネットワーク」等の活用を通じた普及広報の強化を図る。さらに、在外公館やJETRO、独立行政法人国際協力機構等の関係機関と協力してジョブフェアを開催する。
- 事業所管省庁の適切な関与の下で、ODA等の公的資金を活用した人材育成事業により輩出された人材に対し、在留資格取得上の優遇措置を講じる。

③ 日本人に対する英語教育の強化

- すべての児童生徒が教育課程において確実に、また教育課程外においても質の高い英語に触れられるようにするため、以下の取組を行う。
 - 2019年度までに全小学校に外国語指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）や英語の堪能な人材等の外部人材を2万人以上配置する。
 - 中・高等学校においても、ALT等の一層の活用、英語が堪能な人材の特別非常勤講師としての活用や特別免許状の授与等、十分な英語力を持った外部人材の活用を促進する。
 - 教員養成に必要なコア・カリキュラムの開発や、実践的な研修を充実させる。
 - 2020年度までに、すべての中・高等学校で、生徒が英語で実践的なコミュニケーション能力を身に付けるよう、「英語を使って何ができるようになるか」が分かる学習到達目標を設定する。

(3) 外国人の生活環境の改善

① 外国人児童生徒に対する教育支援

- 2020年までに、日本語指導を必要とするすべての児童生徒（小学校・中学校）が日本語指導を受けられるようにする（2014年度現在約8割）。
- 日本語指導の必要な児童生徒の多い地域の在籍校においては、「JSL

（Japanese as a Second Language）カリキュラム」による指導が確実に実施されるよう、「JSL カリキュラム」導入校（小・中学校）比率を拡大（本年夏に実態調査を行い、その結果を踏まえて具体的な政策目標を設定）する。

- また、外国人と日本人の子弟が共に学べるスーパーグローバルハイスクール等の取組を促進する。

② 日常生活に係る手続の外国語対応

- 2016 年度中に、外国人患者の受入体制が整備された医療機関を全国に 40 か所程度へ拡大する。
- 医療機関、銀行、携帯電話事業者、電気・ガス事業者に対し、外国語対応が可能な拠点等についての情報を外国人にとって分かりやすい形で提供するように関係省庁から働きかける。その結果得られた情報について、2016 年中に JETRO のホームページにおいて一元的に掲載する。